

大潟村交流宿泊等誘致事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条

この要綱は、本村におけるスポーツや文化活動に係る合宿・農業体験・視察の誘致を促進し地域の活性化に資すること及び、新型コロナウイルスの影響で収入減となっている村内宿泊事業者（以下「宿泊事業者」という。）を支援することを目的とし、大潟村補助金交付規則（昭和47年大潟村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ・文化合宿等

村内のスポーツ・文化施設及び宿泊施設を利用して実施するスポーツ合宿、文化合宿、勉強合宿、研修会（ゼミナール）、オリエンテーション、農業体験、視察等（大会参加に係る宿泊は除く。以下「合宿等」という。）

(2) インターンシップ

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校、中学教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。）が教育・研究活動の一環として企画したもので、学生が村内の村民宅に宿泊し農作業実習や調査・研究活動等を行うことをいう。

(3) スポーツ・文化団体等

小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生又は社会人が所属するスポーツ・文化部、団体等（同好会、学習塾を含む）。

(4) スポーツ・文化施設

村内のスポーツ・文化施設。

(5) 宿泊施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿泊営業に係る施設（キャンプ場は除く。）

(6) 延べ宿泊者数

合宿及びインターンシップ参加者の宿泊日数の合計

(7) 宿泊者

村内宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊した者。

（補助対象者）

第3条

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 合宿等を実施するスポーツ・文化団体等への参加者。ただし、保護者、付添人を除く。
- (2) インターンシップの受入を実施した村民。
- (3) 宿泊者が利用した宿泊事業者。

（交付要件）

第4条

補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、村長が特に認める場合は、この限りではない。

【スポーツ・文化合宿】

- (1) 村内のスポーツ・文化施設で活動し、かつ宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 合宿等の参加者で宿泊施設へ5名以上かつ1日以上宿泊すること。
- (3) 当該年度の3月31日までに終了すること。

【インターンシップ】

- (1) 村内の村民宅に宿泊し、村内で活動すること。
- (2) 当該年度の3月31日までに終了すること。

【宿泊施設利用】

- (1) 宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 当該年度の3月31日までに終了すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的としている場合。
- (2) 宗教的又は政治的活動を目的としている場合。
- (3) 村からこの要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けている場合。
- (4) 村税に滞納がある場合。
- (5) その他村長が不相当と認める場合。

（補助金の額及び補助限度額）

第5条

補助金及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
第3条 (1)	合宿に関する経費うち宿泊費	1泊の宿泊料金の1/2(100円未満切捨、上限2,000円)×延べ宿泊者数	1回当たり上限 50万円とする。
第3条 (2)	インターンシップに関する経費のうち宿泊費	1泊2,000円×延べ宿泊者数	
第3条 (3)	宿泊施設を利用した宿泊者の経費のうち宿泊費	1泊1,000円×延べ宿泊者数 ただし、村内に住所を有する者は2,000円	

(補助金交付申請)

第6条

合宿等を終了したスポーツ・文化団体等又はインターンシップの受入を実施した村民及び宿泊事業者は、速やかに補助金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 補助金交付申請書には、原則次の様式を添付するものとするが、内容報告書及び宿泊者名簿については、様式に定められている内容を全て記載すれば任意の様式でも可能とする。

【スポーツ・文化合宿】

- (1) 合宿内容報告書(様式第2号)
- (2) 宿泊者名簿(様式第3号)
- (3) 収支精算書(様式第4号-1)
- (4) 合宿等の活動状況が確認できる写真(複数枚)

【インターンシップ】

- (1) インターンシップ内容報告書(様式第2号)
- (2) 宿泊者名簿(様式第3号)
- (3) 収支精算書(様式第4号-2)
- (4) インターンシップ等の活動状況が確認できる写真(複数枚)
- (5) 学校等からのインターンシップ受入依頼に関する文書の写し

【宿泊施設利用】

- (1) 宿泊者実績表(様式第8号)
- (2) 宿泊があったことが確認できる書類(領収書の控え又は写し等)

3 合宿等実施者は、委任状(様式第5号)を宿泊施設に提出することで、補助金交付申請

手続きを委任することができる。

(補助金交付決定及び交付)

第7条

村長は、前条の規定により補助金交付申請を受けたときは、その内容等を精査し、適正と認める場合に、補助金等交付決定通知書を交付するものとする。

(その他)

第8条

事務手続きその他事項については、村長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月9日から改正する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から改正する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から改正する。

附則

この要綱は、平成29年4月3日から改正する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から改正する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から改正する。